

<事 務 連 絡>

平成31年4月4日

地方本部事務局
各地区協議会事務局 } ご担当者 様
各流通センター事務局 }

公益社団法人 全日本不動産協会
公益社団法人 不動産保証協会
全日本不動産政治連盟
総本部事務局

改元に伴う各種書類の作成について（ご参考）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月1日に元号が「令和」に改元されるにあたり、総務省より各地方自治体の長に対し、「元号を改める政令等について」（平成31年4月2日付文書）が発出されました。（別添参照願います。）

これによりますと、改元日以降作成される文書については、「令和」を使用すること。それ以前に作成された文書については、「平成」を用いること等の基本的な考え方が示されています。

これに倣い、総本部では、改元日以降、総本部が作成し発出する文書については「令和」を使用することといたしますので、ご案内いたします。

敬具

総 行 政 第 9 5 号
平成 31 年 4 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務省地域力創造審議官
(公 印 省 略)

元号を改める政令等について

元号を改める政令が昨日公布されましたのでお知らせいたします。また、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて、内閣官房長官発言の要旨及び関係省庁連絡会議申合せをご参考のうえ事務処理されますよう願います。

なお、個別の事務執行に関する内容等について疑義等が生じた場合には、当該事務の所管府省庁にお問い合わせください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長に対しても、周知方よろしくお取り計らい願います。

(送付資料)

1. 元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）
2. 元号の読み方に関する内閣告示
3. 新しい元号「令和」について（内閣総理大臣談話）
4. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（内閣官房長官発言要旨）
5. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（関係省庁連絡会議申合せ）

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

T E L : 03-5253-5523

e m a i l : chi sei@soumu.go.jp

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平成三十一年四月二日（火）閣議

内閣官房長官発言要旨

一 昨日、新しい元号として「令和」が選定されたことを踏まえ、改元に伴う元号による年表示の取扱いにつきまして、「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議」において、

○ 改元日前までに作成した文書において、改元日以降、「平成」の表示が残っていても、有効であること

○ 改元日以降に作成する文書には、「令和」を用いること。やむを得ず「平成」の表示が残る場合でも有効であるが、混乱を避けるため、訂正等を行うこと

○ 元号を改める政令の公布日から施行日前までに作成し公にする文書には、「平成」を用いること

○ 法令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても、有効であり、原則、改元のみを理由とする改正は行わないこと

○ 国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は「令和元年度」とすること

を申合せました。

二 新しい元号の決定を受けて、今後は、新元号への円滑な移行を行うことが重要になります。引き続き、各府省が連携して情報システム改修等を進めるとともに、所管の法人、地方公共団体、所管の業界等に情報提供を行うなど、新元号への円滑な移行に向け、対応に万全を期してまいりたいと考えますので、閣僚の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日
新元号への円滑な移行に向けた
関係省庁連絡会議申合せ

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示については、以下の方針（以下「本方針」という。）に沿って取り扱うこととする。

1. 基本的な考え方

改元に伴う元号による年表示については、次の基本的な考え方に基づき、取り扱うこととする。

- ①国民生活への影響をできる限り少なくすること
- ②各府省における円滑な事務手続に資すること

2. 元号による年表示に関する原則

（1）改元日前までに作成した文書

各府省が作成した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）において、「平成」（「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものであり、改元のみを理由とした一括整理は行わないものとする。

（2）改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。やむを得ず申請、届出等（以下「申請等」という。）又は処分の通知等（以下「通知等」という。）の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効な

ものであるが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば、次に掲げる対応を行うものとする。

(対応例)

- ・訂正印や手書きによる訂正
- ・文書や画面上の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、書面の交付

国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとする。

(3) 元号法第1項に基づく政令の公布後の取扱い

元号法（昭和54年法律第43号）第1項に基づく政令の公布日から施行日前までの間において、各府省が作成し公にする文書に元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「平成」を用いるものとする（注）。

（注）改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式の変更、改元に伴う情報システムの改修等、国民に混乱や不便を生じさせない観点から必要な場合、公布等を除き、「令和」を用いて準備のための手続を行うことができる。

3. 個別事項

(1) 法令等

①法律及び政令

法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令の全ての規定について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとする。ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことにより支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置を採るものとする。

②府省令、告示等

府省令、告示等については、法律及び政令に準じて取り扱うものとするが、改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式を定めるものについては、必要に応じ順次又は一括して、「平成」の「令和」への変更、「令和」の選択肢への追加等の措置を採るものとする。

(2) 予算

国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示するものとする。

なお、国の予算について、改元のみを理由とした補正等の手続は行わず、改元日以降最初の補正予算を作成する場合においては、当該補正予算に表示される元号について、「令和」を用いて表示した上で作成するものとし、当該予算総則において、平成31年度予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する旨を明示するものとする。

4. 周知等

各府省は、本方針に基づき事務を行うことについて、所管の機関及び法人に周知徹底を図るとともに、国民に対し情報提供するものとする。